

事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 2 9 日

石炭鉱業年金基金理事長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた  
実地監査規制におけるデジタル技術の活用について（周知）

令和4年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」がデジタル臨時行政調査会において決定された。

今般、当該プランに基づき見直し・点検を行う中で、石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）第31条第1項について、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（※）」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において、「実地監査規制」に該当する条項に当たるものとして盛り込まれたこと等から、貴基金への質問及び検査について以下のとおり対応することとしたため、御了知いただきたい。

#### 記

石炭鉱業年金基金法第31条第1項の規定による質問及び検査は、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施する可能性があること。

また、デジタル技術を活用した方式による質問及び検査を行う場合において、同条第2項の規定により関係者から当該質問及び検査を行う職員の身分を示す証票に係る請求があるときに当該証票を呈示するときは、オンライン会議システムの画面越しに提示する等デジタル技術を活用した方式により提示することとしたこと。

（※）「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee>

以上